

石川県公報

平成30年4月20日

第13098号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1
○保安林の指定予定 (森林管理課)	1
○歳入の徴収事務の委託 (同)	2
公 告	
○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	2
○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	3
○基本測量終了公告 (監理課)	3
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	3
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4

告 示

石川県告示第176号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園・文化施設共通利用券（兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。）に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

石川県告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
珠洲市若山町南山コ部12、15
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
若山町南山コ部12（次の図に示す部分に限る。）、15
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡能登町字小浦七字48の1、51

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡穴水町字甲式2、3、4の甲、4の丁、4の戊

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第178号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営林造成事業委託事業に係る間伐材等売払代金の徴収事務	金沢市幸町12番1号	公益財団法人石川県林業公社	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀三湖土地改良区	平成30年4月11日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社 林農産
林 浩陽
野々市市藤平132番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
林 夢 太	金沢市久安6-206-2 (102)	玄米

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (電子国土基本図(地図情報)修正 国土広域情報修正)	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	管内全域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成30年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋郡志賀町高浜町ネ116番1から116番7まで 羽咋郡志賀町高浜町ヤ194番1、194番3から194番42まで	道路 羽咋郡志賀町高浜町ネ116番5、 116番6 羽咋郡志賀町高浜町ヤ194番33 から194番35まで 公園 羽咋郡志賀町高浜町ヤ194番22 緑地 羽咋郡志賀町高浜町ネ116番4	羽咋郡志賀町末吉千古1 番地1 志賀町長 小泉 勝

羽咋郡志賀町高浜町ヤ194番39、 194番40 水路 羽咋郡志賀町高浜町ネ116番7 羽咋郡志賀町高浜町ヤ194番41

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第42号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

332	中島大橋	金沢市笠市町15番15号先	H30. 3. 9
-----	------	---------------	-----------

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表に次のように加える。

227	矢田町	小松市矢田町103番地1先	H30. 3. 23
-----	-----	---------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表に次のように加える。

123	能美根上スマートIC	能美市吉原釜谷町口60番地1先	H30. 3. 25
124	能美工業団地	能美市能美1丁目1番地先	H30. 3. 23

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

359	相木一丁目	白山市相木一丁目4番地1先	H30. 3. 19
-----	-------	---------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）津幡警察署管内の表に次のように加える。

181	木津北	かほく市木津ハ22番地7先	H30. 3. 19
-----	-----	---------------	------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表779及び780の項を次のように改める。

779	市道東山3丁目線16号	金沢市東山3丁目10番38号先	尾張町2丁目方向から森山2丁目方向への直進及び小橋方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（日曜日、休日を除く。）
780	市道東山3丁目線25号	金沢市東山3丁目9番1号先	小橋町方向から森山2丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（日曜日、休日を除く。）

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表301、400及び401の項を次のように改める。

301	市道三日市町9号線	野々市市三日市三丁目91番地先	堀内5丁目方向から三日市一丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:30まで、 15:00から16:30まで（土、日曜日、休日を除く。）
-----	-----------	-----------------	-----------------------	--------------	-----------------------------------------------

400	市道三日市徳用線	野々市市三日市一丁目10番地先	徳用二丁目方向から稲荷3丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:30まで、15:00から16:30まで(土、日曜日、休日を除く。)
401	市道三日市徳用線	野々市市三日市二丁目14番地先	二日市四丁目方向から稲荷3丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:30まで、15:00から16:30まで(土、日曜日、休日を除く。)

別表第4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

550	国道8号	白山市小上町38番地先	道の駅構内から金沢方向への右折	車両	終日
-----	------	-------------	-----------------	----	----

別表第7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	市道三日市町7号線	野々市市三日市三丁目93番地先から野々市市三日市二丁目14番地先まで	約110メートル	7:00から8:30まで、15:00から16:30まで(土、日曜日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
----	-----------	------------------------------------	----------	-------------------------------------------	--------------

別表第13 (車両通行帯) 白山警察署管内の表に次のように加える。

70	国道8号	白山市小上町110番地先から白山市宮丸町1621番地1先まで (小松市方向から宮丸町南交差点に至る方向)	4本	約30メートル
71	国道8号	白山市宮丸町2069番地1先 (宮保町方向から宮丸町南交差点に至る方向)	3本	約35メートル
72	国道8号	白山市宮丸町2070番地先 (金沢市方向から宮丸町南交差点に至る方向)	4本	約60メートル

別表第13 (車両通行帯) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

19	国道159号	かほく市外日角口8番地1先 (津幡町方向から外日角北交差点に至る方向)	3本	約30メートル
----	--------	----------------------------------------	----	---------

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 白山警察署管内の表に次のように加える。

28	国道8号	白山市小上町110番地先から白山市宮丸町1621番地1先まで (小松市方向から宮丸町南交差点に至る方向)	約30メートル	4本	終日	道路左端から1番目の車両通行帯は左折、2番目、3番目の車両通行帯は直進、4番目の車両通行帯は右折とする。
29	国道8号	白山市宮丸町2069番地1先 (宮保町方向から宮丸町南交差点に至る方向)	約35メートル	3本	終日	道路左端から1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
30	国道8号	白山市宮丸町2070番地先 (金沢市方向から宮丸町南交差点に至る方向)	約60メートル	4本	終日	道路左端から1番目の車両通行帯は左折、2番目、3番目の車両通行帯は直進、4番目の車両通行帯は右折とする。

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）津幡警察署管内の表に次のように加える。

12	国道159号	かほく市外日角口8番地1先 (津幡町方向から外日角北交差点 に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路左端から1番目の車両 通行帯は左折、2番目の車 両通行帯は直進、3番目の 車両通行帯は右折とする。
----	--------	--------------------------------------------	-------------	----	----	--------------------------------------------------------------

別表第18（駐車禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

369	市道小坂53号御 所町線2号、68 号	金沢市御所町午29番地先から 金沢市御所町午23番地先まで	約150 メートル	終日	車両
370	市道小坂53号御 所町線2号	金沢市御所町巳11番地2先から 金沢市御所町巳16番地先まで	約80 メートル	終日	車両

別表第2（一方通行）津幡警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	削	除
----	---	---